

○東海市公民館の設置及び管理に関する条例

昭和48年3月27日

条例第19号

改正 昭和50年3月25日条例第20号

昭和50年12月26日条例第42号

昭和54年3月26日条例第3号

昭和55年9月30日条例第25号

昭和57年3月20日条例第16号

昭和57年9月28日条例第36号

平成元年3月31日条例第24号

平成元年9月27日条例第45号

平成4年3月27日条例第14号

平成5年3月24日条例第15号

平成6年3月16日条例第10号

平成8年3月29日条例第8号

平成9年3月31日条例第21号

平成10年12月24日条例第61号

平成12年2月22日条例第11号

平成12年6月29日条例第47号

平成14年6月27日条例第41号

平成15年3月28日条例第12号

平成17年12月26日条例第41号

平成18年3月17日条例第19号

平成18年9月21日条例第45号

平成22年6月29日条例第19号

平成22年12月24日条例第33号

平成25年12月26日条例第37号

平成30年6月29日条例第25号

令和元年6月28日条例第7号

令和4年7月7日条例第22号

東海市公民館の設置および管理に関する条例をここに公布する。

東海市公民館の設置及び管理に関する条例

東海市公民館の設置および管理に関する条例（昭和44年東海市条例第58号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第24条の規定に基づき、東海市公民館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市に公民館を設置する。

2 市の全地域を対象とする公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

3 一定地域を対象とする公民館（以下「地区公民館」という。）の名称、位置及び主な対象区域は、別表第2のとおりとする。

（管理）

第3条 公民館は、教育委員会が管理する。

第4条 削除

（職員）

第5条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

（開館時間）

第6条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会（地区公民館にあつては、館長）は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第7条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、地区公民館の休館日については、別に教育委員会が告示する。

（1） 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日でない日）

（2） 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日において臨時に開館し、同項の休館日以外の日において臨時に休館することができる。

(利用の許可)

第8条 公民館の各室を利用して会議等を行おうとする者は、館長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 館長は、公民館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第9条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) 営利を目的として利用するとき。
- (4) 前3号のほか、公民館の管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、公民館の利用に際し、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに同条第2項の規定により許可に付けられた条件に従わなければならない。

(許可の取消し及び利用の中止命令)

第11条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者が前条の規定に違反したとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当することが明らかとなつたとき。
- (3) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。

(使用料)

第12条 利用者は、別表第3に定める額の使用料を市長の指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 市又は市の機関が利用するとき。
- (2) 市又は市の機関が共催し、又は協賛する事業を行うため、利用するとき。

(3) 町内会、自治会又はコミュニティ（市の一定区域の住民相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として組織された団体をいう。）が、当該地域的な共同活動に係る事業を行うため、地区公民館（当該町内会、自治会又はコミュニティの区域が含まれる市立小学校の通学区域内に設置された地区公民館に限る。）を利用するとき。

(4) 公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動を行う団体その他の団体が、当該団体の活動に係る事業で市長が公益上必要と認めるものを行うため、利用するとき。

(5) 前各号のほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定により減免する使用料の額は、同項第1号から第4号までに該当する場合にあつては使用料の全額とし、同項第5号に該当する場合にあつてはその都度市長が定める額とする。

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（損害賠償）

第15条 利用者が、故意又は過失によつて施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が、損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第16条 教育委員会は、東海市立上野公民館（以下「上野公民館」という。）の管理を法人その他の団体であつて東海市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年東海市条例第15号）の定めるところにより教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 利用の許可、許可の取消し等に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 教育、学術及び文化に関する事業の計画及び実施に関すること。

(4) その他上野公民館の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務

- 3 指定管理者は、法令、この条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定並びに教育委員会の指示に従つて、上野公民館の管理を行わなければならない。
- 4 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第6条から第9条まで及び第11条の規定の適用については、第6条中「教育委員会（地区公民館にあつては、館長）は、特に必要があると認めるときは」とあり、及び第7条第2項中「教育委員会は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て」と、第8条、第9条及び第11条中「館長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第17条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に上野公民館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、第12条の使用料の額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定める。その額を変更する場合も、同様とする。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 第12条から第14条までの規定は、第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる利用料金について準用する。この場合において、第12条中「別表第3に定める額の使用料」とあるのは「第17条第2項の規定により指定管理者の定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第14条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（委任）

第18条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 東海市公民館使用条例（昭和44年東海市条例第59号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、廃止条例の規定により使用の許可を受けた者は、この条例の

規定により許可を受けた者とみなす。この場合において、納付する使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第20号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、昭和50年4月1日以後の使用に係るものに適用する。

附 則（昭和50年条例第42号）

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第3号）

この条例は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第25号）

この条例は、昭和55年10月17日から施行する。

附 則（昭和57年条例第16号）

この条例は、昭和57年4月6日から施行する。

附 則（昭和57年条例第36号）

- 1 この条例は、昭和57年11月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第24号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定及び次項の規定は、市長が定める日から施行する。

（平成3年規則第35号で平成4年4月1日から施行）

- 2 別表第3の改正規定による改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、別表第3の改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表第3備考第4号に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則（平成元年条例第45号）

(施行期日)

- 1 この条例中、第1条並びに次項及び附則第3項の規定は平成元年10月1日から、第2条及び附則第4項の規定は市長が定める日から施行する。

(平成3年規則第35号で平成4年4月1日から施行)

(第1条の規定の施行に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、同条の規定の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 ホールの暖房施設又は冷房施設を営利を目的として使用する場合は、前項の規定にかかわらず、新条例の規定は、施行日以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可(施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。)の使用料については、なお従前の例による。

(第2条の規定の施行に伴う経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可(施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。)の使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年条例第14号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年条例第15号)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年条例第10号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年条例第8号)

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第21号)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料については、なお従前の例による。ただし、施行日以後の別表第3備考第5号に規定する使用料については、新条例に定める使用料を適用する。

附 則（平成10年条例第61号）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請及びこれに係る許可の使用料及び使用時間について適用し、施行日前の申請及びこれに係る許可（施行日前に申請し、施行日以後に許可する場合を含む。）の使用料及び使用時間については、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第11号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第47号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第9条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例第11条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第41号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に営利を目的として施行日以後の使用に係る東海市立文化センターのホール、第1控室及び第2控室の使用の許可を受けた半田市、常滑市、阿久比町、南

知多町、美浜町又は武豊町の区域内に事業所等を有する者からは、改正前の東海市公民館の設置及び管理に関する条例別表第3の規定にかかわらず、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第3に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成15年条例第12号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第41号）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市公民館の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により受けた同日以後の使用に係る東海市立上野公民館の使用の許可は、改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により受けた利用の許可とみなす。

附 則（平成18年条例第19号）

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第3に定める東海市立文化センターのパソコン室（以下「パソコン室」という。）を利用しようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても施行日以後の利用に係る利用の許可を受けることができる。
- 3 前項の規定によりパソコン室の利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第3に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成18年条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第19号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の東海市公民館の設置及び管理に関する条例第8条第1項の規定により受けた同日以後の利用に係る利用の許可は、改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例第16条第4項の規定が適用される場合にあつては、同項において読み替えて適用する第8条第1項の規定により受けた利用の許可とみなす。

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

附 則（平成22年条例第33号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第3に定める東海市立上野公民館の研修室（以下「研修室」という。）を利用しようとする者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても施行日以後の利用に係る利用の許可を受けることができる。
- 3 前項の規定により研修室の利用の許可を受けた者からは、施行日前においても当該許可に係る新条例別表第3に定める額の使用料を徴収することができる。

附 則（平成25年条例第37号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の喫茶営業等の使用に係る使用料について適用し、同日前の喫茶営業等の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第25号）

この条例は、平成31年1月4日から施行する。

附 則（令和元年条例第7号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市公民館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第3（同表備考第3号を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する公民館の利用に係る使用料について適用し、施行日前に申請した公民館の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第3備考第3号の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第22号）

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

市の全地域を対象とする公民館

名称	位置
東海市立上野公民館	東海市名和町南之山10番地の4

別表第2（第2条関係）

地区公民館

名称	位置	主な対象区域
東海市下名和公民館	東海市名和町岡前38番地	名和小学校区
東海市加家公民館	東海市東海町二丁目3番地の15	平洲小学校区
東海市渡内公民館	東海市荒尾町朝日出12番地の1	渡内小学校区
東海市平島公民館	東海市荒尾町中屋敷35番地	平洲小学校区
東海市富田公民館	東海市富木島町貴船14番地の2	明倫小学校区
東海市高横須賀公民館	東海市高横須賀町戌亥屋敷11番地の2	横須賀小学校区
東海市上名和公民館	東海市名和町東田20番地の8	名和小学校区
東海市横須賀公民館	東海市横須賀町浜屋敷2番地の11	横須賀小学校区
東海市富木島公民館	東海市富木島町東山田7番地の1	富木島小学校区

別表第3（第12条関係）

館等の名称	利用時間の区分	午前	午後	午前・午後	夜間	午後・夜間	全日
		利用室の区分	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで
東海市立上野公民館	第1集会室	円 410	円 550	円 960	円 410	円 960	円 1,370
	第2集会室	円 410	円 550	円 960	円 410	円 960	円 1,370
	実習室	円 800	円 1,070	円 1,870	円 800	円 1,870	円 2,670

		講義室	830	1,110	1,940	830	1,940	2,770
		展示室	410	550	960	410	960	1,370
		第1和室	210	290	500	210	500	710
		第2和室	210	290	500	210	500	710
		工芸室	210	290	500	210	500	710
		研修室	410	550	960	410	960	1,370
地区	富木島	多目的室	1,170	1,570	2,740	1,170	2,740	3,910
公民館	公民館		0	0	0	0	0	0
		調理室	500	660	1,160	500	1,160	1,660
		その他の室	170	230	400	170	400	570
	その他の地区	ホール	870	1,170	2,040	870	2,040	2,910
	公民館	調理室	220	290	510	220	510	730
		その他の室	160	220	380	160	380	540

備考 自動販売機を設置する場合は、販売額に100分の11を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。